

会派陳情及び研修会報告書

三次市議会議長様

報告者氏名 亀井 源吉



下記のとおり、会派陳情及び研修会が終了したので報告します。

会派研修	真正会陳情及び研修会
期 間	平成31年2月6日（水）～8日（金）
陳 情 先	東京都衆参議員会館
陳情及び研修 容会	<p>○特別交付税要望（国会議員8名）</p> <p>○研修会</p> <p>①「森林環境税について」</p> <p>②「改正出入国管理法について」</p> <p>③「消費税にかかる軽減税率について」</p>
概要及び所見	<p>○ 特別交付税要望（国会議員8名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衆議院議員 小島敏文、岸田文雄、斎藤鉄夫、佐藤公治 ・参議院議員 溝手顕正、宮沢 洋、柳田 稔、森本真治 8名 <p>○ 研修会</p> <p>①「森林環境税について」衆議院会館内（1218号会議室にて） 講師 林野庁計画課 中山 昌弘 課長補佐（10時～12時）</p> <p style="padding-left: 40px;">森林環境税及び森林経営管理制度についての説明と質疑時間を設けた。</p> <p>②「改正出入国管理法」衆議院会館内（1218号会議室にて） 講師 法務省入国管理局入国在留課 久米輝幸専門員 （13時30分～15時30分）</p> <p style="padding-left: 40px;">新たな外国人材受け入れに関する政省令の骨子についての説明、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要等説明を受け、質疑時間を設けた。</p> <p>③「消費税にかかる軽減税率について」 講師 財務省主税局税制第二課長 田原 芳幸（10時～12時）</p> <p style="padding-left: 40px;">消費税が8%から10%に引き上げされますが、軽減される品目や制度の説明を受けた。</p>

期 間	平成31年2月7日(木)9時50分～12時00分
研 修 会 場	衆議院第一会館
研 修 用 務	森林環境税((仮称)及び森林経営管理制度について
講 師	講師 林野庁 林政部 企画課(計画課併任)課長補佐 中山昌弘氏

【研修内容】

【森林環境税(仮称)の創設】平成36年度から課税

- ・納税義務者等は、国内に住所を有する個人に対して課する国税
- ・税率は、年額 1,000円……納税義務者約6,200万人……620億円の税額
- ・賦課徴収は、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収
- ・国への払い込みは、都道府県を經由して全額を国の贈与税特別会計に払い込み
- ・その他、個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則に関して所用の措置

【森林環境譲与税(仮称)の創設】平成31年度から贈与

- ・譲与総額は、森林環境税(仮称)の収入額に相当する額＝全額譲与
- ・譲与団体は、市町村及び都道府県(国には残らない)
- ・譲与基準は、市町村に総額の9割に相当する額を、都道府県に1割に相当する額を次の割合で行う。

【所見】

我が国は世界有数の森林国家で有り、森林面積は国土の2/3に当たる2,500万haで三次においても778.19Km²の7割が山林であり、森林の果たす役割は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、森林本来の役割を果たすためにも新たな森林環境譲与税を十分活用し年次計画を立てて、三次市と森林所有者、作業関係者との協議もしながら導入効果が表れるよう注視していきたい。



研修を受ける 3会派の議員

期 間	平成31年2月7日(木) 13時30分～15時30分
視 察 先	衆議院第一会館
研 修、用 務	改正出入国管理法について
視察先対応者	法務省 入国管理局 入国在留課 法務専門官 久米輝幸氏 法務省 入国管理局 参事官室 法規第二係長 渡邊昌子氏

【所見】

深刻化する人手不足に対応するために出入国及び難民認定法の一部改正が行われる。三次市においても、中小企業や小規模事業者、建設業など人手不足に歯止めがきかない状況である。

従来の研修制度に加え特定技能1号、特定技能2号を有した外国人の受入が可能になったが、都市圏と地方では賃金格差や生活環境の違いがあり、地方の働き手附則の解消は厳しいと感じるが、制度の改正に期待もしている。



改正出入国管理法について研修を受ける 3会派の議員

期 間	平成31年2月8日(木) 9時30分～11時30分
視 察 先	衆議院第一会館
研 修 用 務	消費税導入に伴う軽減税率について
視察先対応者	財務省 主計局 税制第二課長 田原芳幸氏

【研修内容】

【消費税の引き上げ】

平成26年4月1日	5% → 8%	消費税	4.0% → 6.3%
		地方消費税	1.0% → 1.7%
平成31年10月1日	8% → 10%	消費税	6.3% → 7.8%
		地方消費税	1.7% → 2.2%

【社会保障・税一体改革の趣旨】

税制抜本改革で、安定財源を確保⇒社会補償の充実・安定化と財政健全化目標の達成を同時に達成

社会保障の充実について、改革前の消費税(国分)の用途は、高齢者3経費(基礎年金・老人医療・介護)であったが、改革後は社会保障の充実を図るため、社会保障4経費(子ども・子育て、医療、介護、年金)とした。

子ども・子育て=0.7兆円、医療・介護=1.5兆円、年金=0.6兆円

【消費税の軽減税率制度の概要】

軽減税率の対象品目は、酒類及び外食を除く飲食良品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞。

軽減税率は、8%(国分:6.24%、地方分:1.76%)

標準税率は、10%(国分:7.8%、地方分:2.2%)

インボイス制度は、平成35年(2023年)10月から導入される。

等の説明を受ける。

【所見】

2019年10月1日から消費税、8%から10%に引き上げられる。税率の引き上げにともない軽減税率も導入される。

地場の零細商店では商店主の高齢化のあり、システムの導入など対応が必要である。さらに、対象品目も多種多様であり、特に外食産業においては、テイクアウトとイートインといった

判断と意思確認するなどの対応をしなければならな
いためトラブルの原因になりかねないと心配である。

軽減税率導入に当たっては、スムーズに移行できるように願うとともに、社会保障・税の一体改革で実現できる政策を期待する。

軽減税率について研修を受ける 3会派の議員⇒



視察等報告書

三次市議会議長 様

報告者氏名 杉原 利明



下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者		経理責任者	
視 察 議 員	杉原利明			
期 間	平成31年2月6日(水)～平成 31年2月8日(金)			
視 察 先	東京 第1衆議院会館 会議室			
視 察 用 務	森林環境税、改正出入国管理法、消費税について			
視察先対応者	各省庁担当者			
概要及び所見	<p>【概要】 森林環境税（仮称）及び森林経営管理制度について学ぶ。 新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子案について学ぶ。 今後の消費税の動向について学ぶ。</p> <p>【所見】 森林環境税の導入はいいが、絵に描いた餅にならないことを望む。 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部改正については、詳細の運用方が定まっておらず、結局、日本側及び現地ブローカーの良心に頼らざるを得ないと思う。 日本人と同一賃金での雇用ということだが、人手不足が深刻な地方にはより厳しい状況が突き付けられそうだ。 軽減税率や、景気対策を謳ったポイントでの還元は、電子マネーでの決済が整っていない地方の個人商店には全く無意味で、かえって大手スーパーやドラッグ、飲食チェーン等を利するだけで、悪い政策だと、現在、現場で政策を作っている官僚に直接訴えられたのはよかった。増税までに改善を望む。</p>			

会派陳情及び研修会報告書

三次市議会議長様

報告者氏名 齊木 亨



下記の通り、会派陳情及び研修会が終了したので報告します。

会 派 研 修	真正会陳情及び研修会
期 間	平成31年2月6日(水)～8日(金)
陳 情 先	東京衆参議員会館
陳情及び研修 会	<p>○陳情活動:特別交付税要望(国会議員8名)</p> <p>○研修会</p> <p>①「森林環境税について」</p> <p>②「改正出入国管理法について」</p> <p>③「消費税にかかる軽減税率について」</p>
陳情及び研修	<p>1. 特別交付税要望(国会議員8名)</p> <p>・衆議院議員:小島敏文、岸田文雄、斉藤哲夫、佐藤公治</p> <p>・参議員議員:溝手頭正、宮沢 洋、柳田 稔、森本慎治 の8名</p> <p>2. 研修会</p> <p>①「森林環境税について」衆議院第一会館内 1218号室にて</p> <p>対応講師:林野庁企画課 山口 靖課長様</p> <p>○研修</p> <p>環境庁水源税は30年前に始まった。小島代議士には今回の森林環境税は生みの親と言うところ。代議士が生みの親で、大きな声で言わないとできない税である。</p> <p>税は森林環境譲与税として森林面積に応じた配分をする。そのうち3割を人口で配分する。地域に配分するのは大事だが都市部にも少しはいくことを考えなくてはならない。用途は無駄に使われることなく公表するしくみで、明確に使われ方は決まっている。</p> <p>現在の森林の状況は、50年以上前に植林した山林が伐期を迎えているが、森林バイオマスエネルギー利用で、需要はあるが、山が手に入らないので伐採業者が困っている。原因は、相続が行われていくうち所有者が不明になっていき、登記さえできていない森林が増えてきているので市町が所有者を探し、手入れをする仕組みを作り、管理の権利を設定できる様にする。</p> <p>木材の販売価格が安定的になるメカニズムを作る。</p> <p>②「改正出入国管理法について」衆議院第一会館内 1218号室にて</p> <p>対応講師:法務省入国管理局入国在留課 久米輝幸専門員</p> <p>○研修</p>

新たな外国人人材確保のための在留資格の創設

・「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、特定技能の在留資格にかかる制度の適正な運用を図るため、出入国管理及び難民認定法に基づいて運用に関する基本方針を定めた。

・特定産業分野において入管法に基づいて分野別運用方針が策定される。

特定産業分野とは1 介護業、2 ビルクリーニング業、3 素形材産業、4 産業機械製造業、5 電気・電子情報関連産業、6 建設業、7 造船・船用工業、8 自動車整備業、9 航空業、10 宿泊業、11 農業、12 漁業、13 飲食料品製造業、14 外食業としている。

受入機関は出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。

それに加え、届出、指導・助言、報告等に関する規定が整備された。

・在留資格には特定技能1号と特定技能2号が創設された。

特定技能1号は不足する人材の確保を図るべき産業の技能や知識を相当程度要する在留資格。この資格者には配偶者及び子供に対して在留資格は付与されない。受入のプロセス等の規定が整備され、入国する際、受入機関には特定技能1号外国人に対して日常生活上、職業生活上または社会生活上の支援を求められ、支援計画が求められる。報酬額は日本人以上であるために雇用契約の適正化が求められる。在留期間は5年が上限となっている。

特定技能2号は上記資格になお熟練した技能を有する在留資格。この資格者には配偶者及び子供の在留資格が付与される。在留期間について上限はないが更新が必要となる。この資格にはそれぞれの分野において、関係機関による試験や実務経験がある。

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、1 制度の意義に関する事項、2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項、3 求められる人材に関する事項、4 関係行政機関の事務調整に関する基本的な事項、5 制度の運用に関する重要事項などの基本方針が決められている。

③ 「消費税にかかる軽減税率について」

対応講師:財務省主税局税制第二課長 田原 芳幸様

○研修

平成26年4月1日から現在の8%(消費税6.3%,地方消費税1.7%)になっているが、今年の10月より8%が10%になる。

消費税の使途の明確化により、今回の税制改正は年金、医療及び介護等の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

その中で軽減税率8%が設定され、地方税6.24%、地方消費税1.76%の配分を見込む。

消費税は比較的人口の構成の変化に左右されにくく税収が安定していることや、世代万遍に負担が公平。


幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の無償化、介護人材の処遇改善、医療・介護の充実、年金・福祉的給付実施など社会保障制度を次世代に引き次いでいくことができる。

合わせて、軽減税率制度を採用して、低所得者対策に食品の持ち帰り、新聞等の軽減が決められた。テイクアウトとイートインの規定が決められた。店内で食べるかどうかは購入者の口頭での意思確認のみで行われる。

またインボイス制度があり、これまでは請求書等の客観的な証拠書類が必要だが、適格請求書等の保存が仕入れ税額控除の要件となる。

適格請求書は売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額を伝える手段。また、この登録事業者は税務署で登録番号を発行してもらう。35年から適用される。

平成30年度 三次市議会 真正会視察報告書

委員名	真正会 澤井信秀 
視察（研修）期間	平成31年 2月6日～平成31年 2月 8日
視察（研修）場所	1 国会議員会館 平成30年度特別交付税の増額要望活動
	2 // 森林環境税について 改正出入国管理法について
	3 // 軽減税率について
行政視察を実施するに至った地域課題又は新たな政策実施のための調査目的等	<p>①西日本豪雨災害の復旧復興に全力を尽くし、再び市民が安心して暮らせる街づくりの為、増額要望を広島県選出国會議員8名にする。</p> <p>②今年度から導入される森林環境税・改正出入国管理法・軽減税率について各省庁から説明を聞き、今後の本市議会活動に活かすことを目的とする。</p>
視察（研修）概要	<p>1 森林環境税について、林野庁計画課 中山課長補佐より、市町村自らが管理を行う新たな制度創設について説明を受ける。</p> <p>2 改正出入国管理法について、法務省入国管理局入国在留課 久米法務専門官・渡辺係長より、契約・受け入れ機関・支援計画等の基準に関する症例について説明を受ける。</p> <p>3 軽減税率について、財務省主税局税制第二課 田原課長より、消費税の多段階課税の仕組み等について説明を受ける。</p>
考察及び今後の具体的行動	いずれの研修内容とも、今年度より導入されるので直接担当省庁より説明を受け理解が得られた。今後の議会活動に研修内容を活かして行きたい。



会派視察（研修）等報告（復命）書

三次市議会 小田伸次議長 様

報告者氏名 桑田典章



下記のとおり、視察（研修）が終了したので報告します。

	会派代表者	 印	経理責任者	 印
議員名	会派真正会、会派ともえ、会派公明党 所属全議員			
期間	平成 31年 2月 7日（木） 10時00分～16時00分			
場所	衆議院第一議員会館 会議室			
用務	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境税（仮称）及び森林経営管理制度について ・改正出入国管理法について 			
対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・林野庁 林政部 企画課 中山昌弘 課長補佐（制度班担当） ・法務省入国管理局 入国在留課 久米輝幸 法務専門官 法務省入国管理局 参事官室 渡邊昌子 法規第二係長 			
概要及び所見	<p>森林環境税（仮称）及び森林経営管理制度について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成30年度 税制改正大綱（抜粋）（平成29年12月14日 自由民主党、公明党） 2. 平成31年度 税制改正の大綱（抜粋）（平成30年12月21日 閣議決定） 3. 森林環境税（仮称）及び森林環境増与税（仮称）の制度設計イメージについて 4. 森林環境増与税（仮称）の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与額及び基準について 5. 森林環境制度について 6. 森林の経営管理の現状と将来像について 7. 林業の成長産業化と適切な管理に向けてについて <p>改正出入国管理法について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 出入国及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の概要について 2. 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する、基本方針の概要について 3. 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する、基本方針について（平成30年12月25日 閣議決定） 4. 分野別運用方針について（14分野） 5. 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する、方針について 6. 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する、方針」に係る運用要領について <p>2018年11月27日 「入国法改正案」は、可決し参院を通過。外国人労働者受け入れ拡大</p>			

所見

・森林環境税（仮称）及び森林経営管理制度について

市町村（地域全体）においては、放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化につながると思われる。また間伐手遅れの解消などにより、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与すると思われる。市町村が介在してくれることにより、森林所有者にとっては、長期的に安心して所有林を任せられる。多数の森林所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。上流部と下流部の相互の理解と連携が必用になると考える。

課題としては、天然生林の伐採と土砂災害防止をどうするかや、個人管理できない不要な山林をどうするか。また所有者不明の森林の取得はできるのかなどがあげられる。

・改正出入国管理法について

現場を抱える地方自治体としては不安がある。外国人労働者の受入れ時の技能試験はどうかや、外国人労働者が生活していくうえで必須の日本語の取得支援を含む受け入れ態勢づくりなど。

地方自治体が外国人労働者を受け入れることについて今後も引き続き調査研究したい。

概要及び所見



衆議院第一議員会館 会議室

以上

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 鈴木 深由希

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	印	経理責任者	
視 察 議 員	鈴木 深由希			
期 間	平成 30 年 2 月 7 日（木）～平成 30 年 2 月 7 日（木）			
視 察 先	林野庁			
視 察 用 務	研修「森林環境税について」			
視察先対応者	林野庁計画課 中山昌弘課長補佐			
概要及び所見	<p>世界有数の森林国の日本、人工林の主伐木を越えた資源の有効活用し、循環利用の計画的再造成が必要とされている。森林の多目的機能の発揮が国民生活に恩恵をもたらすと期待される。零細で分散している森林所有者による経営低下、所有者不明で経営管理のみならず路網整備にも支障があり早急な対応が必要。</p> <p>平成 31 年度税制改正の大綱が平成 30 年 12 月 21 日閣議決定。</p> <p>1, 森林環境税（仮称）の創設〔平成 36 年度から課税〕</p> <p>2, 森林環境譲与税（仮称）の創設〔平成 31 年度から譲与〕</p> <p>森林整備等の為に必要な費用を、国民ひとりひとりが広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み。</p> <p>森林経営管理制度は、経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐシステムの構築。</p> <p>【所見】森林の整備不良による災害も懸念されること、持続的な経営管理が求められる。法整備されることで国土面積の 3 分の 2（約 2500 万 ha）の荒廃が食い止められ、約 1000 万 ha の人工林の資源有効活用の促進、木材の循環は教育・医療現場・職場環境にもいい影響を与えることも考えられることから、林業がこれからの成長産業化と位置づけられることに期待する。</p>			



視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 鈴木 深由希



下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者		経理責任者	
視察議員	鈴木 深由希			
期 間	平成30年2月7日（木）～平成30年2月7日（木）			
視 察 先	法務局			
視 察 用 務	改正出入国管理法について			
視察先対応者	法務省入国管理局入国在留課 久米輝幸専門官			
概要及び所見	<p>外国人材受入れ・共生の為の総合的対応策</p> <p>基本的な考え方：外国人旅行者・就労者が増加の一途を辿っている。残留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が新たに創設を踏まえ外国人の受入れ・共生のための取組みを政府一丸となってより強力にかつ包括的に推進していく観点から取りまとめに至る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 国民及び外国人の声を聞く仕組み作り、啓発活動等の実施。 2, 生活者としての外国人に対する支援。 3, 外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組。 4, 新たな残留管理体制の構築。 <p>【所見】</p> <p>国内に分散する外国人就労者が抱える生活環境問題（医療・保健・福祉・教育等）が具体的に整備されることは遅いぐらいである。外国人への不当な勤務条件などにより犯罪も発生し、日本の教育制度に翻弄され子どもたちの将来の夢が立たれている現実をマスコミ報道で見る度、人権をおざなりにする日本であってはならないといつも考えてきた。国内の人手不足も深刻で、外国人就労者を充てにした身勝手とも言える法整備ではあるものの双方にとって健全で共生できることとなることに期待する。</p>			

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 鈴木 深由希



下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者		経理責任者	
視 察 議 員	鈴木 深由希			
期 間	平成 30 年 2 月 8 日（金）～平成 30 年 2 月 8 日（金）			
視 察 先	国税局			
視 察 用 務	軽減税率について			
視察先対応者				
概要及び所見	<p>軽減税率制度概要：税制抜本改革法第 7 条に基づく消費税率引き上げに伴う低所得者対策として平成 31 年 10 月から軽減税率制度を実施。</p> <p>○軽減税率対象品目：酒類及び外食を除く飲食料品・定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞。</p> <p>○軽減税率：8%</p> <p>○的確請求書等保存方式の導入：平成 35 年 10 月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入。</p> <p>※インボイス制度の基本的な仕組み：適格請求書等保存が仕入れ税額控除の要件。インボイスとは売り手が買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段。</p> <p>※課税業者でないと登録不可。</p> <p>【所見】</p> <p>6000 億円の増収を見越しているが、事業者の準備、国民の周知徹底にかなり課題がある。マスコミを利用した広報、事業者団体等を通じた業種横断的働きかけの強化がどこまで浸透するのか、混乱の無いことを願う。中小企業・小規模事業者の負担も経費の一部を補助するとあるが厳しい事業所も少なくはない。</p> <p>相談窓口が用意されてはいるが、国民に親切な対応を願う。</p>			

研修等報告(復命)書

三次市議会議長 様

真正会
横光春市



下記のとおり、研修が終了したので報告します。

	会派代表者	経理責任者	
視察議員	真正会 亀井源吉 助木達夫 杉原利明 齊木亨 澤井信秀 鈴木深由希 桑田典章 横光春市		
期 間	平成31年2月6日(水) ~ 2月8日(金)		

研修等項目ごとに記載

期 間	平成31年2月6日(水) 14時30分～15時30分
用 務	特別交付税の陳情
陳 情 先	衆議院議員会館 参議院会館 陳情先は次のとおり 衆議院議員 小島敏文議員 衆議院議員 斉藤鉄夫議員 衆議院議員 岸田文雄議員 衆議院議員 佐藤公治議員 参議院議員 宮沢洋一議員 参議院議員 溝手頭正議員 参議院議員 森本真治議員 参議院議員 柳田 稔 議員
陳 情 内 容	平成30年度特別交付税の増額要望のため、上記衆議院議員、参議院議員に陳情した。 ①7月豪雨災害の復旧及び関連事業に係る経費 11億2,025万円 ②子育て・保健・医療・福祉の充実の経費 7億3,852万円 ③教育・スポーツ・文化の充実のための経費 6億9,693万円 ④防災・安全・地域公共交通対策経費 3億7,799万円 ⑤観光・定住対策の強化及び農林業・商工対策経費 3億2,780万円 ⑥環境・生活基盤の強化のための経費 14億1,911万円 ⑦自治活動支援強化のための経費 3億3,650万円

しあわせを実感しながら、住み続けたいまち

三次

生活最優先都市

平成 30 年度 特別交付税の 増額要望書

本市は、西日本豪雨災害の復旧復興に全力を尽くし、再び市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。この復旧事業には多額の経費を要しています。

また、人口減少・少子高齢社会にも真正面から向き合い、「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」の実現に向けて全力を挙げてまいります。これらの事情を十分ご賢察のうえ、本年度特別交付税の増額配分について特段のご配慮を頂きますよう要望いたします。

平成 30 年度特別交付税要望額
50 億円

(平成 29 年度特別交付税交付額 18 億 6,558 万円)

～中山間地の未来を拓く拠点都市～

ひろしまけんみよしし



広島県三次市

平成 31 年 2 月

広島県三次市議会

会派 真正会

会派 ともえ

会派 公明党

平成30年度 特別交付税の増額要望について

7月豪雨災害の復旧に全力で取り組んでいます

平成30年7月5日からの豪雨により住宅や事業所等が浸水するとともに、ため池の崩壊や土砂が流入した地域もあり、市民の日常生活や経済活動に多大な影響を及ぼしました。

現在、一日も早い復旧、復興のために全力で作業にあたっております。

●災害復旧経費	・・・6億 643万円
●災害見舞金など	・・・1億3,210万円
●清掃消毒費用など	・・・1,333万円
●小規模崩壊地復旧経費など	・・・1億5,313万円
●被災事業者経営持続化支援など	・・・1億 500万円
●住宅復旧支援など	・・・5,500万円
●災害応急対応に係る下水道事業	・・・300万円
●避難所運営、水防団員経費など	・・・5,225万円

災害復旧及び関連事業に係る経費 **合計 11億 2,025万円**

◎三次市の取組

「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」の実現に向けて「ひとづくり」「くらしづくり」「仕事づくり」「環境づくり」「しくみづくり」というテーマのもと、市民と市行政との協働による効果的で効率的な行財政運営を進めています。

まちづくりの主役である「ひとづくり」・安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」

子育て・保健・医療・福祉の充実 要望額 7億3,852万円

- 保育業務委託（民間委託）・・・ 1億7,507万円
- 老人保護措置経費・・・ 1億4,823万円
- 多子世帯保育料軽減・・・ 8,000万円
（第2子半額，第3子以降無料）
- こどもの室内遊び場運営事業・・・ 1,485万円



甲奴健康増進施設(H30年4月開館)

教育・スポーツ・文化の充実 要望額 6億9,693万円

- 社会体育施設管理運営経費・・・ 1億811万円
- 学力向上対策事業・・・ 7,755万円
- 学校給食運営経費・・・ 7,656万円
- 美術館企画運営経費・・・ 6,851万円

防災・安全・地域公共交通対策 要望額 3億7,799万円

- 備北地区消防組合負担金・・・ 1億6,066万円
- 自主防災支援交付金・・・ 6,000万円
- 防災対策経費・・・ 3,835万円
- 市民バス運行経費、高齢者運転免許返納事業
・・・ 1,620万円

豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」・美しい風景を後代に伝える「環境づくり」

観光・定住対策の強化及び農林業・商工業対策

要望額 3億 2,780万円

- 定住対策事業経費 . . . 1億 3,832万円
- 観光推進経費 . . . 7,014万円



湯本豪一記念 日本妖怪博物館（三次もののけミュージアム）

及び交流棟完成イメージ図（H31年春 開館予定）

環境・生活基盤の強化

要望額 14億 1,911万円

- 下水道事業特別会計へ繰出 . . . 3億 4,240万円
- 塵芥処理経費、ごみ減量化推進経費、し尿処理経費
. . . 3億 9,433万円

参加と行動によるつながる「しくみづくり」

自治活動支援の強化

要望額 3億 3,650万円

- 自治活動拠点施設事業 . . . 9,159万円
- 自治活動支援事業 . . . 2億 4,491万円



参議院議員宮沢洋一議員事務所訪問



参議院議員 森本真治議員 事務所訪問

期 間	平成31年2月7日(木)9時50分～12時00分
研 修 会 場	衆議院第一会館
研 修 用 務	森林環境税((仮称)及び森林経営管理制度について
講 師	講師 林野庁 林政部 企画課(計画課併任)課長補佐 中山昌弘氏

【研修内容】

①【我が国の森林の現況】

- ・我が国の森林面積は、国土面積の3分の2にあたる約2,500万ha(人工林は約1,000万ha)
- ・森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約7,000万m³増加し、現在は約52億m³
- ・人工林の半数が一般的な主伐木である50年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要
- ・人工林の樹種別面積は、杉444万ha、檜260万ha、カラマツ98万ha、その他219万ha

②【森林の多面的機能】

- ・森林は国土保全、水源の涵養、地球温暖化防止、生物の多様性の防止、木材等の林産物供給など多面的な機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の堺資本」
- ・国民が森林に期待する働きは、災害防止、温暖化防止、水資源の涵養などといった公益的機能が上位。近年、木材生産機能にも再び注目されている。

③【森林整備の必要性】

- ・森林は、国土の保全、水源涵養、地球温暖化防止などの働きを発揮し、地域に様々な恩恵を与えている。
- ・一方、適切な手入れ(間伐等)うい実施しなければ、その機能は失われることから、適時適切な手入れが必要である。

④【林業生産の動向】

- ・木材供給量は、住宅着工戸数の減少などを背景とした木材需要の減少により、1996年以降は減少傾向である。
- ・このうち木材輸入量は、平成8年をピークに減少傾向で推移する一方、国産材の供給量は、平成14年を底に増加傾向である。木材自給率も、平成14年の18.8%を底に上昇傾向で推移し、平成29年は7年連続の上昇で36.1%となり、30年前の水準に回復している。
- ・木材価格は高度経済成長に伴う需要の増大等の影響により昭和55年にピークを迎えた後、木材需要の低迷や輸入材との競合等により長期的に下落してきたが、近年おおむね横ばいであり、国際価格に近づいている。

⑤【望ましい森林の姿】

- ・森林の機能を発揮させるために望ましい姿を目指し、整備・保全を進める必要がある。
- ・社会的条件の良い森林を、育成単層林として先行的に路網を整備するほか、主伐後の植栽による確実な更新により循環を図る。
- ・自然的条件の悪い森林は、育成複層林としてする。
- ・現況の姿＝天然生林1,380万ha、育成複層林100万ha、育成単層林1,030万ha、他
将来の姿＝天然生林1,170万ha、育成複層林680万ha、育成単層林660万ha、他

⑥【森林の所有形態と所有者の意欲の低下】

- ・我が国の森林の所有形態は零細で分散しており、林業経営をやめたい、行うつもりはないと考えている森林所有者も多く、市町村や森林組合に対し売却や寄附の問合せをするケースも見られる。

1ha～5haの所有者	61.7万戸	74.0%
5ha～10haの所有者	11.1万戸	13.0%
10ha～50haの所有者	9.1万戸	11.0%
50ha～100haの所有者	0.7万戸	1.0%
100ha以上	0.4万戸	0.4%

⑦【所有者不明森林の存在や境界未確定森林】

- ・不在村者保有の森林の面積は、1970年に15%であったが、2005年には24%に増加している。また、不在村者森林の内、相続時に何も手続きをしていない割合は17.9%もある。
- ・地籍調査(平成28年度調査)での登記上の所有者不明の土地割合は、宅地＝17.4%、農用地＝16.9%、林地＝25.6%である。
- ・地籍調査の実施状況は、平成28年度末現在の進捗率は、宅地＝54%、農用地＝73%、林地＝45%である。
- ・上記のような状況では、高齢化が進む中、早急な対応が必要である。

⑧【林業労働者の現場】

- ・林業従事者は長期的に減少しているが、近年下げ止まり。
- ・従事者の高齢化は依然として全産業平均に比べると高いが、若年者率は上昇傾向で推移し、平均年齢は若返り傾向である。

⑨【平成30年度税制改正の基本的な考え方(抜粋)】

(森林吸収財源対策に係る地方財源の確保)

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出になどのつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵をうけるものである。しかしながら、森林整備を進めるにあたっては、所有者の経営意欲の低下や所有者の不明の森林の増加、協会未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。

パリ協定の枠組みもとで、我が国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進する事が必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施工することが予定されている。

その見直しを踏まえ平成31年度税制改正において市町村が実施する森林整備等に必要財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税(仮称)及び森林環境贈与税(仮称)を創設する。

⑩【森林環境税(仮称)の創設】平成36年度から課税

- ・納税義務者等は、国内に住所を有する個人に対して課する国税
- ・税率は、年額 1,000円……納税義務者約6,200万人……620億円の税額
- ・賦課徴収は、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収
- ・国への払い込みは、都道府県を經由して全額を国の贈与税特別会計に払い込み
- ・その他、個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則に関して所用の措置

【森林環境譲与税(仮称)の創設】平成31年度から贈与

- ・譲与総額は、森林環境税(仮称)の収入額に相当する額＝全額譲与
- ・譲与団体は、市町村及び都道府県(国には残らない)
- ・譲与基準は、市町村に総額の9割に相当する額を、都道府県に1割に相当する額を次の割合で行う。

私有林・人工林面積割(5/10)、林業就業者数割(2/10)、人口(3/10)

私有林・人工林面積については、林野率により補正

(林野率85%以上の市町村は1.5倍、林野率75%～85%未満の市町村は1.3倍)

・森林環境譲与税の使途で市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用とする。都道府県においては、森林整備をする市町村の支援等に関する費用とする。なお、使途の公表は、インターネットの利用等の方法により公表する。

⑪【各年度の譲与割合及び基準】

- ・平成31年度～平成35年度の譲与税は譲与税特別会計において借り入れて譲与する。
- ・譲与額の市町村と都道府県の割合(平成ではわかりにくいので西暦で記載)

西暦	2019年～2024年	2025年～2028年	2029年～2032年	2033年以降
市町村	80	85	88	90
都道府県	20	15	12	10

年度別配分金額

西暦	2019年 ～ (H31)	2022年 ～ (H34)	2025年～2028年 (H37～H40)	2029年～2032年 (H41～H44)	2033年⇒ (H45)
市町村	160億円	240億円	340億円	440億円	540億円
都道府県	40億円	60億円	60億円	60億円	60億円
計	200億円	300億円	400億円	500億円	600億円

【質疑応答】

Q 地籍調査が進んでいない状況であるが、この調査に森林環境譲与税は活用出来ないか？

A 森林環境譲与税は初年度200億円であり、意向調査に充てて頂く事が良いと考えている。地籍調査が出来ていて、協会が明確なところから実施して欲しいと考える。地籍調査には本税譲与税を充てることは考えていない。

Q 地籍調査が済んでいても、世代間の引き継ぎ(相続)が出来ていなくて、祖祖父母名義の相続は難しい状況である。法務局の手続きが簡略に出来ないかと思う……要望

Q 個人の森林を伐採するのに作業道をつくるが、その作業道が災害等で崩れ市道に影響が出る場合がある。作業道の復旧等に活用出来ないか？

A 所有者の土地は所有者で……経営管理で出来ない、経営ベースに乗らない森林は市町村が。道路については想定外である。

Q 森林の望ましい姿では、森林単層林と森林複層林の区域を分けてあるが、公老樹と針葉樹を交互に植栽することが、広葉樹の保水能力も保たれ災害を未然に防げると考えるが所見は？

A 森林単層林でも手入れをすれば保水能力に変わりないものと考えて居る。手入れが行き届かないと災害は発生する。

Q 木材の使用方法で活用方法は増えている。国産材を使用した個人の家建築に助成をしたり、木を杭に活用する事への助成は考えられないか？(森林環境譲与税の活用)

A 税の使用方法については市町村の判断である。国が用途について良い悪いは言えないが、できれば、森林整備に使っていただきたい。

個人資産に使う場合は、納税者に理解が得られない。慎重に判断をされるべき。森林整備で新しい事業に使うと言うことが必要と考える。

地方交付税交付金の中にも林業関係の交付金も算定されており、地方交付税で出来る事業には森林環境譲与税は使用しない方が良い。

【所見】

三次市民は森林整備にどれくらい関心を寄せたり、取り組む人がおられるだろうか？その気持ちは低いほど三次市に課せられる役割は増えてくる。森林環境譲与税は、平成31年度から市町村へ交付されるが、三次市において事業を執行する体制は出来ているだろうか？心配である。

森林環境税は、2024(H36)年から国内に住所を有する個人に対して課せられる国税である。平成31年度から譲与される森林環境譲与税の使用方法にあたっては、質問に対して「個人資産に使う場合は、納税者に理解が得られない。慎重に判断をされるべき」と講師が回答されているとおりである。当然である。我々議員は、執行部の予算充当先を十二分チェックしなければならない。



研修を受ける 真正会・ともえ・公明党議員



中山昌弘 課長補佐

期 間	平成31年2月7日(木) 13時30分～15時30分
視 察 先	衆議院第一会館
研 修 用 務	改正出入国管理法について
視察先対応者	法務省 入国管理局 入国在留課 法務専門官 久米輝幸氏 法務省 入国管理局 参事官室 法規第二係長 渡邊昌子氏

【研修内容】

別紙の通り

【質疑応答】

Q 農業分野は派遣会社と外国人の契約となっているが、その間違いは無いのか

A そのとおり

Q 1号特例技能外国人、2号特例技能外国人の審査方法は？

A 雇用会社が入国管理局へ申請する。審査は書類審査で行う。賃金などのポイントをチェックする。基準に合えば、認定書を外灯の外国へ送付し、ビザを申請して日本へ来る。

A 在留外国人は、在留資格の変更を本人が入国管理局へ申請して許可を得る。

Q 外国人の受入によって、日本人の賃金下がるという不安があるが所見は？

A 受け入れてから三カ月毎に定期的に受入機関から報告されることになっている。日本人の報酬・賃金も報告されており、基準より離れていると直接会社を訪問して調査する。

A 日本人の低賃金化については、日本人の働き手がないところを特例技能外国人に働いて頂く事になるので、日本人の賃金が下がることは想定していない。

Q この制度によって、移民という考え方にならないか？また、行方不明者が多く成るのではないか？斡旋会社はどの程度想定されているのか？

A 移民という考えはない。行方不明者も考えていない。そのために、外国人の支援計画をつくり実行することとしている。行方不明者が出るような過重労働であれば、5年間外国人の受入が出来なくなる。

斡旋会社については、分からない。技能実習生は1号特定技能外国人なら引き続きの雇用となり、斡旋会社でなく直接となる。

Q 1号特定技能外国人は5年間の在留である。会社では業務になれて日本を離れるようになるが？

A 技能実習生で3年、1号特定技能外国人で5年間となり、計8年間となる。

Q 特定技能外国人の1号・2号の判断は誰が行うのか？

A 派遣は責任の所在に難しさがある。表に現れないところで問題があり、直接雇用とした。直接雇用では支援がある。コストを掛けても人材を雇用すると言うことで、会社の負担は必要である。

こころを悪くすると、行方不明者も出て、国民の不安となる。

1号・2号の判断は試験によって行われる。今回は建設と造船分やしかなない。

Q 日本語習得支援は、持続的に必要と考えるが、雇用主が行うのか？また、2号特定技能外国人は妻や子どもが住めるようになる。家族の支援が必要である。

A 日本語の習得については、雇用主が直接行えば良いが、日本語を学ぶ機会を提供することでもよい。地域での学ぶ機会の情報提供ということでもある。

家族の支援については、総合的な対応策の中で政府をあげて対応することになっている。(文部科学省が担当である)12月25日閣議決定。

Q 三次のような地方では学ぶ機会はなかなか無い。外国人差別に繋がってはいけないので、支援に力を入れて欲しい(要望)

一時的帰国の旅費負担は、外国人が帰国後、会社に返してもらえるのか？

A 旅費負担については、帰国する外国人が病気で帰国する事を想定している。元気で帰国する場合は、自分で帰国する旅費は出せると考えている。

Q 本制度を知らない企業等が多いと考えるが？

A 全都道府県で説明会を実施する。今年3月にホームページに掲載して広報に努める。

分野毎に協議会を設けて状況把握に努める。問題点を協議して解決する。

Q 外国人を受け入れても、地方に在留しないで、都会に仕事を求めるのではないかと心配である。

A 地方と都会では賃金格差があり、政府としても心配している。一律賃金とならないので難しい。

Q 即戦力になる人材……

A 技能実習生を終えた外国人は、期間満了で試験免除で1号となる。技能実習生でなくても技能があれば1号になり得る。

Q 介護の仕事は試験があるが、漢字で出題されるのか？漢字であれば外国人には難しいのではないか？外国語を示した試験をされては如何か？(要望も込めて)

A 介護の現場で学びながら4年で試験を受ける。現在は漢字にルビを付けているが、この試験は、外国人しか受けないので、もっと分かりやすい試験方法となると考える。

Q 家族に滞在について、夫婦共に1号特定技能外国人でたまたま子どもが出来た場合は、母国に返されるのか？

A 外国から日本に働きに来る場合は、祖父母に子どもを預けて日本に来る。生まれた場合は、原則として本人のみであるが……。

【所見】

出入国管理法改正によって、1号特定技能外国人、2号特定技能外国人の制度をもって、日本人の労働者不足を補うことは理解できるが、法改正が、日本のためにだけになる制度であってはいけない。日本を含め日本で働く人のための制度となるよう、協議会によって、働きやすい制度となるよう期待するものである。

労働者が少ないということは、日本の政治の方向を見ることも必要ではないか？子育てのしやすい環境をつくることも大切であるし、三次のような中山間地域で農業で生活できるような事も考えて行かなければならないと思う。

三次の企業でも外国の労働者が働いている。地域の皆と共生の社会実現も必要である。



改正出入国管理法について研修を受ける 真正会・ともえ・公明党議員

期 間	平成31年2月8日(木) 9時30分～11時30分
視 察 先	衆議院第一会館
研 修 用 務	消費税導入に伴う軽減税率について
視察先対応者	財務省 主計局 税制第二課長 田原芳幸氏

【研修内容】

・【一般会計税収の推移】

(単位 兆円)

年	一般会計税収計	消費税	所得税	法人税
平成元年(1989)	59.4	3.3	21.4	19.0
平成10年(1998)	49.4	10.1	17.0	11.4
平成20年(2008)	44.3	10.0	15.0	10.0
平成30年(2018)	59.9	17.8	19.5	12.3
平成31年(2019)	62.5	19.4	19.9	12.9

※平成31年の消費税UPは10月からの10%UPを見込んでの数値である。

従って、32年の収入は所得税の収入より多くなると見込んでいる。

・【消費税の引き上げ】

平成26年4月1日	5% ⇒ 8%	消費税	4.0% ⇒ 6.3%
		地方消費税	1.0% ⇒ 1.7%
平成31年10月1日	8% ⇒ 10%	消費税	6.3% ⇒ 7.8%
		地方消費税	1.7% ⇒ 2.2%

・【社会保障・税一体改革の趣旨】

税制抜本改革で、安定財源を確保⇒社会補償の充実・安定化と財政健全化目標の達成を同時に達成

社会保障の充実について、改革前の消費税(国分)の用途は、高齢者3経費(基礎年金・老人医療・介護)であったが、改革後は社会保障の充実を図るため、社会保障4経費(子ども・子育て、医療、介護、年金)とした。

子ども・子育て=0.7兆円、医療・介護=1.5兆円、年金=0.6兆円

【消費税の軽減税率制度の概要】

軽減税率の対象品目は、酒類及び外食を除く飲食良品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞。

軽減税率は、8%(国分:6.24%、地方分:1.76%)、標準税率は、10%(国分:7.8%、地方分:2.2%)

インボイス制度は、平成35年(2023年)10月から導入される。等の説明を受ける。

【質疑応答】

Q 軽減税率の導入は中小企業や零細な商売をされている人は大変と思うが？

A 本当に軽減税率はやるのかと言う人もいる。意識していない人もいる。専門新聞では軽減税率について記載してある。今後TVでCMをやっていききたいと考えているが、予算が伴わないと広報できない状況である。関係者が知らないと言われたいように対応したい。

問い合わせ先も記載している。

A インボイス制度(適格請求書保存方式)が平成35年(2023年)10月から入ってくる。制度が入れば軽減税率の対応は大変であるが、それまでは緩やかな対応ある。また、仕入れ率を売り上げに使うって良いと言う特例もある。

Q 消費税率を8%~10%に引き上げて、5~6兆円を見込み、軽減税率で歳入は下がると考えるが、差し引きどれくらいの税収を見込んでいるのか？

A 消費税の税収は、1%あたり2.8兆円、2%で5.7兆円を見込んでいる。軽減税率による支出は1.1兆円の見込みではあるが、消費税増税分の5.7兆円からの減収でなく、軽減税率分は別の財源を確保している。①たばこ税の増税、②給与所得控除で高額所得者分影響、③インボイスにより業者への課税などで確保

A 消費税を5%~8%そして10%に上げる議論の時に社会保障を消費税を財源とすることは、地方税法第72条の116において定められている。しかし、社会保障は元々国債を財源としていたものを消費税の引き上げ分5%の内4%を国債分にあて、1%の2.8兆円をサービス充実にあてる。

【参考】

【消費税収の使途の明確化(消費税法第1条第2項)】

消費税の収入については、地方交付税法(昭和25年法律第211号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

【インボイス制度とは】=適格請求書等保存方式

適格請求書いわゆるインボイスとは、売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段で、現行の「請求書等」も記載徐行のほか、次の記載が必要となる。

①税率ごとに合計した対価の額、②軽減税率の対象品目である旨、③消費税額等、④適用税率、⑤登録番号

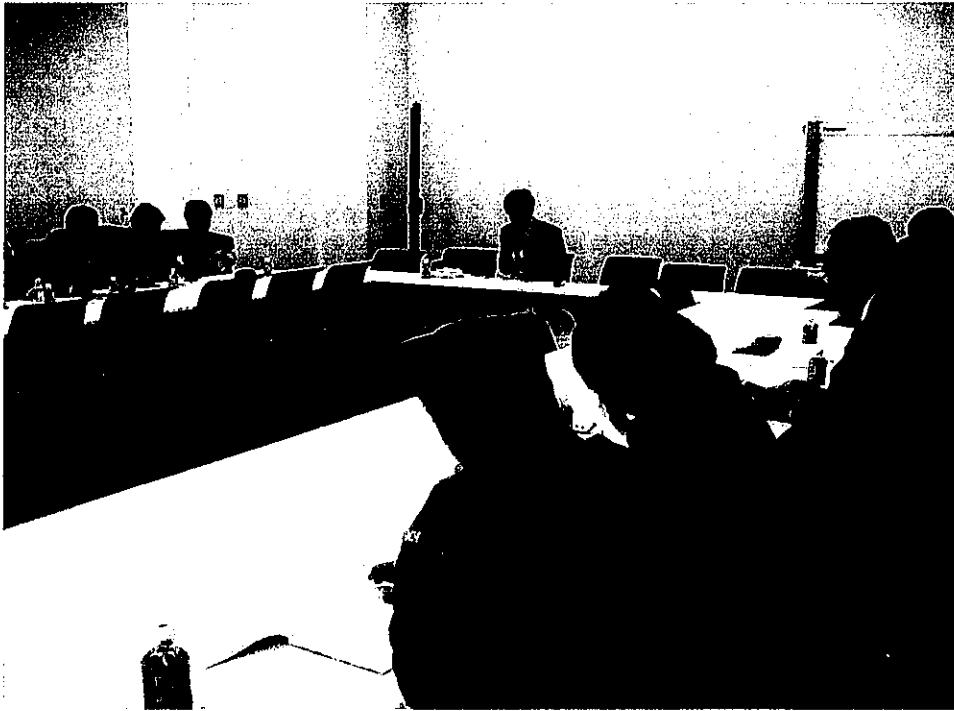
【所見】

平成31年(2019年)10月1日から消費税が8%から10%に上げられる。それに伴う軽減税率が導入されるが、大手企業、中小企業はどうか対応は出来ると感じるが、零細商店ではどうだろうか？ポイント制の導入においても、インボイス制度についても大変である。

また、いくら零細な商店であろうとも、取引先がインボイス制度適用のため登録されている業者、企業であれば、軽減税率適用で仕入れた商品か標準税率で仕入れた商品か分けも必要で、その対応や商品販売において10%、8%の分けのレジの導入等事業者の負担も大変であると感じた。

あわせて、軽減税率導入において事業所は、本当に導入されるのか？との憶測もあるやに、今後の政府としての広報・啓発活動が大切である。

説明の中で、国の税収を見てみると、平成元年の一般会計税収は59.4兆円でその後景気動向で収入が下がり、平成30年で平成元年水準まで持ち直したように見えるが、所得税や法人税は平成元年より低位状況が続いており、消費税によって回復しているように見える。これで、景気が回復したと言えるのだろうか？地方においてはその実感は湧いてこない。景気が低迷しないか心配でもある。



消費税導入に伴う軽減税率について研修を受ける 真正会・ともえ・公明党議員